

## 大垣市公契約条例（素案）に対する意見

条項	意見
目次 第3章 公正労働基準の確保	「公正」より「適正」の方が、一般的に理解しやすいのではないか。
(目的) 第1条	(目的)の部分で、この条例制定の重要な目的となっている労働環境の改善などの文言を入れる。 例:「当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働条件等の生活の安定を図り……」(多摩市)
(定義) 第2条	社会的責任の定義で、運用上の問題はありますが、明文化されているのは、ありがたいことです。 事業者等の定義で、「事業者」と「下請負者」を分けてはどうですか。
(市の責務) 第4条	第2項、第3項は、基本理念の重複となり、削除してもよいのではないか。
(事業者等の責務) 第5条	第2項、第3項は、基本理念の重複となり、削除してもよいのではないか。
(市民の理解と協力) 第6条	「市民生活の向上に寄与する」を第1条の目的にある、「市民の福祉の増進に寄与する」にあわせてはどうか。
第5条、 第11条、第12条	第5条で、「関係法令等を遵守」と定義があり、第11、12条で再度定義するのは、シンプルさに欠けるのではないのでしょうか。
(契約方法) 第7条	(契約方法)の方法を削除し、(契約)とし、本条文中「適切な契約方法を締結する」を「適切な契約を締結する」に改める。
(適正な賃金) 第11条	「適正な賃金」の細かい規定がないが、何を目安にするのか、何を適正とするのか、規定するのは、むずかしいかと思います。 適正な賃金(最低賃金)は、労働基準監督署で管理しており、あえて条例化する必要はないと思います。
(下請負者との契約) 第12条	事業者が下請負者の適正な労務費を確保したうえで公正な契約をするよう促すため、本条文中「その他関係法令等を遵守し、」の後に、「労務費その他経費の内訳を明らかにした見積もりを基に」を追加する。(岐阜県)

条項	意見
(市内事業者の活用) 第13条	「努める」以上に強いニュアンスを残していただきたい。
	本条文第1項中 市は、「市内に事務所又は事業所を有する事業者(次項において「市内事業者」という。)の活用に努めるものとする」を「市内に本社を有し、かつ地域経済及び地域社会の発展に寄与している事業者「優良市内事業者」又は、市内に事務所又は事業所を有する事業者「市内事業者」の活用に努めるものとする」、第2項中 事業者は、「市内事業者」を「優良市内事業者又は市内事業者」に改める。
(支払の迅速化) 第16条	契約及び法令で定められた期間内に、支払をすると規定されているが、期間内より前に支払うのであれば、「迅速化」という表現になるが、期間内であれば「適正化」の方が望ましい。
(条例後半へ)	<p>第1回の懇話会で他の方からも意見が出ましたが、市が実行できる具体的な措置等、例えば「必要に応じ調査ができる」など明記する。</p> <p>また、それに伴い、事業者等が、市の措置に対し、協力することなどを明記する。</p>
(指定管理者の選定等) 第17条	単に、組織力や金額に左右されるのではなく、地域での貢献度や思想等にも配慮して、選定されることの重要性を含んでいると考えられるので賛同します。
(意見聴取等) 第18条	より実効性を持たせ、その効果等を定期的に検証するため「公契約審議会」を設置する。(四日市市)
(実施状況の公表等) 第19条	この条項は、本公契約条例の各条の理念規定を担保する条項と考えるため、本文中「意見を聴くことができるものとする」を「意見の聴取を行うものとする」に改める。
	<p>第18条の次に、条文を加える。</p> <p>(実施状況の公表等)第19条 市は、公契約に関する制度の適切な運用を図るために講じた措置の状況を公表することとする。</p>
全文	<p>「～努めるもの、～努めなければならない」や「～するもの、～しなければならない」と文言ですが、統一してはどうですか。</p> <p>ただし、不可能なのに、「～しなければならない」と規定するのは、市、事業者等に不利益が生じてはいけないと思います。</p>